

小坂町建設工事に係る共同企業体取扱要綱運用基準

1 一般事項

- (1) 共同企業体活用の目的に応じ、対象とすべき工事について、特定建設工事共同企業体にあってはその基準を明確に定めるものとし、経常建設共同企業体にあっては技術者を適正に配置し得る規模を確保するものとする。
- (2) 共同企業体は、活用の目的、対象工事に応じた適格業者のみにより結成するものとし、その構成員数、組合せ、資格、結成方法等を明示するものとする。
- (3) 共同施工を確保し、共同企業体の効果的活用を図るため、対象工事を適切に選定するとともに構成員は少数とし、格差の小さい組合せとする。また、出資比率の最小限度基準を設けるものとする。

2 個別事項

(1) 特定建設工事共同企業体

(ア) 性 格

建設工事の特性に着目して工事毎に結成される共同企業体とする。

(イ) 対象工事の種類・規模

大規模工事にあって技術的難度の高い特定建設工事（橋梁、トンネル、ダム、堰、下水道等の土木構造物であって大規模なもの、大規模建築、大規模設備等の建設工事（以下「典型工事」という。）、その他工事の規模、性格等に照らし共同企業体による施工が必要と認められる一定規模以上の工事とする。（注1）

(ウ) 構成員

(a) 数

2又は3社とする。（注2）

(b) 組合せ

最上位等級（注3）のみ、あるいは最上位等級及び第二位等級に属する者の組合せとする。（注4）

(c) 資 格

構成員は少なくとも次の三要件を満たす者とする。（注5）

- (1) 当該工事に対応する許可業種につき、許可を有しての営業年数が少なくとも数年あること。（注6）
- (2) 当該工事を構成する一部の工種を含む工事について元請として一定の実績があり、当該工事と同種の工事を施工した経験があること。
- (3) 全ての企業体が、当該工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置し得ること。

(d) 結成方法

自主結成を基本とする。予備指名を行う場合には、予備指名を受けた者が共同企業体を辞退することも認め、不利益な取扱いを行わないものとする。

(エ) 出資比率

出資比率の最小限度基準は、技術者を適正に配置して共同施工を確保し得るよう、構成員数を勘案して発注機関において定めるものとする。（注7）

(オ) 代表者の選定方法とその出資比率

代表者は、円滑な共同施工を確保するため、中心的役割を担う必要があるとの観点から、施工能力の大きい者とする。また、代表者の出資比率は構成員中最大とするものとする。

(2) 経常建設共同企業体

(ア) 性 格

優良な中小建設業者が、継続的な協業関係を確保することにより、その経営力・施工力を強化するために共同企業体を結成することを認め、もって優良な中小建設業者の振興を図るものとする。(注8)

(イ) 対象工事の種類・規模

単体企業の場合に準じて取扱うものとするが、技術者を適正に配置し得る規模を確保するものとする。(注9)

(ウ) 構成員

(a) 数

2又は3社程度とする。

(b) 組合せ

同一等級又は直近等級に属する者の組合せとする。(注10)

(c) 資 格

構成員は少なくとも次の三要素を満たすものとする。(注11)

- (1) 登録部門に対応する許可業種につき、許可を有しての営業年数が少なくとも数年あること。(注6)
- (2) 当該登録部門について、元請として一定の実績を有することを原則とする。
- (3) 全ての企業体に、当該許可業種に係る監理技術者となることができる者又は当該許可業種に係る主任技術者となることができる者で国家資格を有する者が存し、工事の施工にあたっては、これらの技術者を工事現場毎に専任で配置し得ることを原則とする。

(d) 結成方法

自主結成とする。

(エ) 登 錄

一の企業が町に結成・登録することができる共同企業体の数は、原則として一とし、継続的な協業関係を確保するものとする。なお、登録時期等は、単体企業の場合に準ずるものとする。

(オ) 出資比率

出資比率の最小限度基準は、技術者を適正に配置して共同施工を確保し得るよう、構成員数を勘案して発注機関において定めるものとする。(注7)

(カ) 代表者の選定方法とその出資比率

代表者は構成員において決定された者とし、その出資比率は、構成員において自主的に定めるものとする。

附 則

この基準は、平成18年7月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成18年12月1日から施行する。